

# NPO法人向け

## 定款変更手続き

## 徹底解説セミナー

10/1施行  
改正NPO法  
対応

2018年 4月8日 日曜日  
13時00分～14時30分

会場：NPOさぽーと802（八王子市市民活動支援センター）

八王子市旭町 12-1 ファルマ802ビル5階

講師：認定NPO法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会  
代表理事 関口 宏聡さん

持ち物：法人の定款

参加費：無料

定員：20名

平成30年10月1日に改正NPO法が全面施行されます。これまで毎年登記が必要だった「資産の総額」が登記事項から削除され、NPO法人の事務負担は軽減されますが、代わりに貸借対照表の公告が義務化されます。

公告は、定款に定めた方法で行う必要がありますが、現状、多くの法人は公告方法を「官報」と定めています。このままでは、毎年7～8万円をかけて貸借対照表を官報に公告しなければなりません。定款変更には総会の議決が必要です。3月決算の団体が総会を行う直前のこの時期に具体的な対応方法を解説する講座を開催します。

改正NPO法については、下記をご覧ください。

<http://www.npo.metro.tokyo.jp/npo/pages/provide/cmn/link/29houkaisei.pdf>

貸借対照表の公告が義務化されます  
定款の公告方法をご確認ください！

### NPO支援講座

主催 NPOさぽーと802  
（八王子市市民活動支援センター）

※申込方法：電話・FAX・メールでお申し込み下さい。

TEL 042-646-1577

FAX 042-646-1587

E-mail: npo802@shiencenter-hachioji.org

